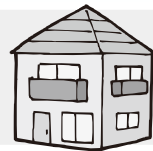


北秋田市移住者住宅支援事業のお知らせ

北秋田市外から定住の目的で北秋田市へ転入し、市内に住宅を新築又は購入した方を対象に、移住者住宅購入費等助成金を交付します。



◎対象となる方

▽北秋田市への転入者であること。助成金対象転入者は下記のとおりです。

- Uターン者** 市民であった方が市外に転出し、5年以上市外で生活した後、再び北秋田市に住居登録した方
- Iターン者** 市外出身者であって、新たに北秋田市に住居登録し、生活の基盤が北秋田市にある方



◎対象費用

- ▽定住用住宅の新築及び建売(未使用のもの)又は中古住宅の購入に要した費用(土地代含む)
 - ※新築及び建売については、市内建築業者が建築した住宅
 - ※中古住宅については、申請者の親族(4親等以内)以外からの購入物件に限る



◎助成額

- ▽一般世帯の場合、取得費の20% 限度額 65万円
- ▽子育て世帯の場合、取得額の40% 限度額 130万円



子育て世帯とは... 18歳以下(平成11年4月2日以降生まれ)の子と同居している世帯

◎対象物件

▽住民登録日の前後1年以内に取得した住宅



◎申請時期

▽住民登録後1年以内



◎返還規定

▽助成金の交付を受けた日から、5年以内に市外へ転出した場合、交付を受けた額の全額を返還

【フラット35】の金利引下げ制度について

北秋田市では、住宅金融機関と連携し「移住者住宅支援事業」と併せて全期間固定金利住宅ローン「フラット35」を利用する場合、金利の引下げ(当初5年間、0.25%引下げ)を受けられます。

助成金の対象とならない方

- 転勤等で一時的に住居登録した方
- 公務員として就職のため、住居登録した方
- 福祉施設等への入所目的で住居登録した方
- 勉強のため転出し、終了により再び住居登録した方
- 市税に滞納がある方
- 過去にこの要綱による助成金を受けている方
- その他、市長が不適当と認めた方

【お申し込み・お問い合わせ】 都市計画課 都市計画住宅係 ☎ 72-5246 ☎ 72-4747

北秋田市の移住・定住支援制度

北秋田市に移住したい方への相談対応、移住後の支援を行います

移住には北秋田市から進学や就業で市外に一旦出た方が戻ってくる、いわゆるUターンも含まれます。ご家族やご親族などで身近に「北秋田市に戻って来たい」という方が居られましたら、お気軽にご相談ください。

● 北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金事業 ●

北秋田市に移住した方の初期の経済的な負担軽減を図るため、市内に本店・支店を有する金融機関が実施する、移住者向け金融商品の利子の全額を助成します。(6月1日時点で本事業に該当する金融商品を取り扱っているのは秋田銀行のみとなります)

移住者とは 県外から本市に住居登録し居住した方
(過去に本市に住居登録し居住したことがある場合は、転出した日から1年以上県外に住居登録及び居住していた方が条件)

商品名 <あきぎん>移住・定住サポートローン

資金使途 引越し費用、家財購入費用、リフォーム資金、マイカー購入資金、教育資金、ブライダル資金、他行ローンの借換資金等(住宅・土地取得資金、事業性資金は除く)



● 奨学金等返還支援制度 ●

奨学金の返還額の一部を助成し、将来を担う若者の「きたあきた暮らし」を応援します。また、秋田県で平成29年度から同様の支援制度を開始したことにより、いずれの受給要件も満たす方については、希望に応じた下記の受給方法を選択することができます。

- ①市と県の助成を同時に受給する『併用型』
- ②県の助成終了後に市の助成金を受給する『連動型』



● 移住体験事業費の助成を行っています ●

北秋田市に移住(Uターン、Iターン)をお考えの方が、北秋田市でお試して移住体験をする際の、費用の一部を助成します。

- ▶費用の範囲 自宅から北秋田市の往復交通費+体験事業にかかる費用+地元での交流懇談会の合計額
- ▶上限 一世帯5万円まで
- ▶体験例 教育体験 暮らし体験(農作業、山・川の恵み体験) 仕事体験(大工見習体験、農園・林業体験等) ※北秋田市移住希望者登録をしていただきます

● 移住定住ネットワークセンターを活用! ●

移住体験期間中の宿泊には、2月から運用を開始した「移住定住ネットワークセンター(阿仁合)」が、光熱水費400円/日(食事代別)で利用できます。また、移住が決まってからの住宅探しや引越し作業の期間等にも利用可能です。



【お問い合わせ】 総合政策課 移住・定住支援室 ☎ 62-6606

